

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

葛飾区長

葛飾区条例第60号

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区監査委員の給与等に関する条例（平成 3 年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「66万9,000円」を「69万2,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区監査委員の給与等に関する条例の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。